

令和7年8月 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔 様

赤穂市総合計画審議会
会長 加 藤 明 ㊞

2030赤穂市総合計画（基本計画）の見直しについて（答申）【案】

令和7年2月3日付け赤企画第1037号により諮問のありました標記について、慎重に審議した結果、妥当であると認め、下記の意見を付して答申とします。

なお、総合計画の推進にあたっては、人口減少により持続可能な行政運営が困難となることが予測される将来を見据え、危機感を持って、目指す将来像「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 総合計画の策定から5年が経過し、当初の想定よりも人口減少が加速化している。国の「地方創生2.0」においては、当面は人口・生産年齢人口が減少する事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく重要性が示されたところであり、今回の総合計画の見直しにおいても、人口減少を前提としたまちづくりを基本的な考え方としたことは評価する。

こうした市の考え方と併せ、市民自らがまちづくりの担い手となり、地域の実情に応じた取組を推進していくことの必要性を十分に周知し、市民と一体となって総合計画を推進されたい。

- 2 人口減少や高齢化の急速な進行に加え、コロナ禍を経た社会経済情勢の変化により、行政需要が多様化し、行政課題は複雑化している。このような中、人口減少のペースを緩やかにすることが大きな課題であるとともに、将来的に財政面を含めて持続可能な行政運営を確立していくことが求められている。

そのため、総花的ではなく「しなければならないこと」と「できないこと」のメリハリ

をつけた事業展開が必要不可欠であり、施策の「選択と集中」について真剣に取り組まれない。

- 3 目標指標及び目標数値については、施策の達成度などを図るために非常に重要であり、その見直しにあたっては、現状を踏まえた適切な設定に取り組まれたことは評価する。一方で、課題解決に向けた本質的な視点が必ずしも十分でないものや、各担当部署における見直しや検討、取組状況にばらつきが見受けられる。

人口減少や少子化高齢といった課題の解決に向けて、令和8年度以降も総合計画を推進する中で、不断の見直しに努められたい。

- 4 改正地方自治法の施行（平成23年8月）により、総合計画の策定は「義務」から「任意」となっている。総合計画は、市民や事業者、行政が基本理念や市の将来像を共有しながら協働してまちづくりを進めていくための指針となるものであるが、従来、右肩上がりの経済成長や人口増加を前提に、網羅的に事業を位置づける体系となっており、変化のスピードが激しい現在の社会経済状況下では、長期的な計画を策定することの意義が低下しつつある部分もある。

また、総合計画の策定には、職員や審議会など人的・時間的にも相当のコストが発生している。そのため、行政の各担当部署がそれぞれの行政課題に対して策定している個別の行政計画をもとに取り組めば十分だという考え方もある。今後の総合計画のあり方については、こうした意見も参考に検討を行われたい。